

『H30年度税制改正大綱(4) 納税猶予、貸付生産緑地も対象』

資産税のうち、農地等に係る納税猶予制度では以下の見直しが行われる。相続税では、1) 生産緑地に対する納税猶予の対象に、○都市農地の貸借の円滑化に関する法律(仮)に規定する、認定事業計画(仮)に基づく貸付け及び特定都市農地貸付け(仮)の用に供されるための貸付け○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け及び上記以外の者が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行う、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する協定に準じた貸付協定を締結しているもの)の用に供されるための貸付け、が加えられる。2) 三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を現行の20年から終身とする。3) 特例農地等の範囲に、特定生産緑地である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地を加える。4) 特定生産緑地の指定又は指定の期限が延長されなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予を継続する。改正は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行の日以後の相続・遺贈による取得からが対象。一方、贈与税でも上記3)4)の措置が講じられることとなる。



『平成30年度協会けんぽの収支約4,500億円の黒字見込』

平成30年度の協会けんぽの収支見込が発表された。平均保険料率を10%に設定、その上で診療報酬マイナス改定等の政府予算案を加味した結果、医療分については単年度収支差が4,511億円、30年度末の準備金残高は2兆6,500億円が見込まれることとなった。単年度収支差については、診療報酬マイナス改定等の影響を除いた場合、2,851億円となる見込みだ。

昨年開催された第89回全国健康保険協会運営委員会では、平成28年度決算で4,987億円の黒字となったことが取り上げられたものの、一方で1人あたりの保険給付費の伸びが標準報酬月額伸びを上回る構造的な赤字問題も指摘されている。平均保険料率10%は加入者及び事業主双方にとって限界に近いという指摘もあるが、最終的な保険料率はさらに議論されることになる。一方、30年度の介護納付金は9,700億円で29年度と比べて129億円の減少見込だが、年度末の剰余金が205億円見込まれている。介護保険の保険料率は、単年度で収支が均衡するように保険者が定めることになる。29年度の介護保険料率は1.65%だったが、30年度は1.57%となる予定で、労使双方にとって若干の負担減となる見込だ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます